日 調 連 発 第 2 号
平 成 2 9 年 4 月 3 日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

地籍調査作業規程準則第３８条の規定に基づく基準点等の取扱いについて（お願い）
（認定登記基準点を地籍調査事業の測量の基礎とする点として利用できる取扱い）

当連合会の会務運営につきましては、ご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

標記について、法務省民事局民事第二課から別添のとおり情報提供がありましたのでお知らせします。

本件は、連合会が不動産登記規則（平成１７年法務省令第１８号）第１０条第３項に規定する「基本三角点等」として取り扱うことができるものとして認定した登記基準点を、標記準則第３８条に規定された基準点と同等以上の精度を有する基準点に該当するものとみなして、地籍調査における測量の基礎とする点として使用することができることになったものでありますので、貴会会員への周知をお願いいたします。

また、都道府県の地籍調査担当者等から認定登記基準点について問合せがあった際には、認定登記基準点の設置者と連絡を取り、十分協議を行った上、対応いただきますようお願いいたします。

事　　務　　連　　絡
平成２９年　３月３１日

都道府県地籍調査担当者　各位

国土交通省土地・建設産業局
地籍整備課長補佐（地籍調査担当）

地籍調査作業規程準則第３８条の規定に基づく基準点等の取扱いについて（周知）

平素より地籍調査事業に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、地籍調査における測量の基礎とする点については、地籍調査作業規程準則（昭和３２年総理府令第７１号（以下「準則」という。））第３８条に規定されており、「地籍測量は、基本三角点（測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第二章の規定による基本測量の成果である三角点及び電子基準点をいう。以下同じ。）若しくは基本水準点（同法第二章の規定による基本測量の成果である水準点をいう。）若しくは国土調査法第十九条第二項の規定により認証され、若しくは同条第五項の規定により指定された基準点又はこれらと同等以上の精度を有する基準点（以下「基準点等」という。）を基礎として行わなければならない。」と定められています。

このため、準則第３８条に規定された基準点等が十分に整備されていない地域において地籍測量を実施するためには、当該地域に新たに地籍図根点又は細部図根点を設置する必要があります。

しかしながら、近年では準則第３８条に規定された基準点等以外にも、土地家屋調査士、土地家屋調査士法人又は公共嘱託登記土地家屋調査士協会が公共基準点の整備されていない地域等において一筆地測量の与点として使用するための点（以下「登記基準点」という。）を設置し、管理しており、一部の登記基準点については地籍図根点等と同等の精度を有しています。そこで、今後、地籍測量を効率的に実施するためには、登記基準点を活用することが有効と考えられることから、以下の条件を満たす登記基準点は、準則第３８条に規定された基準点と同等以上の精度を有する基準点に該当するものとみなして地籍調査における測量の基礎とする点として使用することができることとしますので、貴管下市区町村等に対して周知していただきますようお願い申し上げます。

なお、登記基準点を地籍測量における測量の基礎とする点として使用した地籍測量成果の認証承認申請をする際には、日本土地家屋調査士会連合会が発行した「登記基準点認定結果通知書」の写し及び当該登記基準点に係る「点の記」を添付していただきますよう、この点も併せて、周知していただきますようお願い申し上げます。

日本土地家屋調査士会連合会が不動産登記規則（平成１７年法務省令第１８号）第１０条第３項に規定する「基本三角点等」として取り扱うことができるものとして認定した登記基準点。

（参考添付）登記基準点認定規程

連絡先（担当者）
国土交通省土地・建設産業局
地籍整備課　森田和幸
TEL ０３－５２５３－８３８３（直）
FAX ０３－５２５３－１５８０
E-mail　morita-k2zw@mlit.go.jp

登記基準点認定規程

（目的）

第１条　この規程は，不動産登記規則（平成17年法務省令第18号，以下「規則」という。）第10条第3項に規定する「基本三角点等」として取り扱うことができる登記基準点の精度等を定めることにより，不動産表示登記制度の基盤となる地図整備に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この規程における用語並びにその定義は，次の各号に定めるところによるものとする。

⑴　登記基準点　土地家屋調査士，土地家屋調査士法人又は公共嘱託登記土地家屋調査士協会が登記の申請手続をするに際し，一筆地測量の与点として使用するために設置した点及び次号の点をいう。

⑵　認定登記基準点　日本土地家屋調査士会連合会により，規則第10条第3項に規定する「基本三角点等」として取り扱うことができるものとして認定された基準点をいう。

⑶　調査士等　土地家屋調査士，土地家屋調査士法人又は公共嘱託登記土地家屋調査士協会をいう。

⑷　申請者　認定登記基準点の認定の申請をするものをいう。

（認定の申請）

第３条　認定登記基準点の認定の申請は，申請者が申請する基準点の存する地を管轄する法務局又は地方法務局内に設立された土地家屋調査士会(以下「調査士会」という。)を経由して，日本土地家屋調査士会連合会登記基準点評価委員会(以下「評価委員会」という。)に登記基準点認定申請書（以下「認定申請書」という。）を提出しなければならない。

２　認定申請書には，登記基準点測量作業規程及び同運用基準に定める成果等を添付しなければならない。

（認定申請に関する調査等）

第４条　調査士会は，認定申請書を受け取ったときは，認定申請書類の存否等を確認し，評価委員会に送付しなければならない。

（検定）

第５条　評価委員会は，認定申請書が提出されたときは，登記基準点測量の成果の検定を検定機関に委託し，その精度を確認しなければならない。ただし，成果の精度が評価委員会において事前に確認できる場合にはこの限りではない。

（通知）

第６条　評価委員会は，認定申請書に記載された基準点を認定登記基準点として認定又は不認定としたときは，第3条の調査士会を経由し，申請者にその旨を通知するものとする。

２　評価委員会は，認定申請書に記載された基準点を認定登記基準点として認定したときは，法務省に通知するものとする。

（成果の登録）

第７条　評価委員会は，認定した認定登記基準点の成果を登録するものとする。

２　前条第1項の調査士会は，認定の通知を記録するものとする。

（成果の公開）

第８条　評価委員会は，認定登記基準点の成果を公開するものとする。

附　則

この規程は，平成20年7月10日から施行する。

附　則（付録　様式第1）

この規程は，平成26年7月18日から施行する。